

令和3年5月26日

舞鶴市議会議長 山本 治兵衛 様

提出者

尾 関 善 之

賛成者

伊 藤 清 美

今 西 克 己

上 野 修 身

川 口 孝 文

肝 付 隆 治

鍋 康 一

田 畑 邦 子

野 濱 貴 則

眞 下 隆 史

水 島 一 明

舞鶴市議会日本共産党議員団に対する問責決議案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

決議第1号

舞鶴市議会日本共産党議員団に対する問責決議

日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、地方議会は住民の負託に応える責務があり、その責務を果たすために議会活動に取り組むとともに、最善の意思を決定する議事機関として存在しなくてはならない。舞鶴市議会は市制施行以来、今日に至る70余年にわたって住民福祉の向上を目的として伝統と歴史を積み上げてきたところであり、その歴史の中で培われた市民からの信頼によって、合議制による議会の議決は重き尊厳を保持している。

一方、地方議会を取り巻く環境は大きく変化している。戦後から現在へと社会情勢が変化していく中、改正された地方自治法は地方自治体に権限を付与、強化されることとなり、地方議会の役割や方向性について、地方自治法で明確に定められ、議会機能の強化が大きく求められることとなった。そのような背景のもと、市民の負託に応え、市民福祉の向上と市民の利益を守るために舞鶴市議会はこれまで議会の機能を高めることを目的に様々な議会改革に取り組んできた。今後も引き続き議会改革の取組を進めていく不断の努力が必要となっており、取組を進めるためには合議による議決は遵守されなければならない。

しかしながら、当該議員団は、令和3年3月8日に開催された議会活性化特別委員会で議決した議員活動の見える化に関する調査に対し、後日になって協力しないと意思表明した。また、令和3年4月5日に開催された各派幹事会において、議長から改めて協力することをお願いし、当該議員団を除く全ての会派から議決結果に対して協力を求める旨の発言があり、議会として取り組むことについて再度、確認されたにもかかわらず、締切日である令和3年5月1日を経過しても調査報告を行っていない。

このことは、以下の理由により到底、看過することはできず、今回の言動を断じて認めるわけにはいかない。

(地方議会の否定)

- 1 議論に十分な時間をかけ、公平性を担保する合議制の議会において、議決事項に従わないということは議会制民主主義の否定であり、地方議会の否定である。

(舞鶴市議会基本条例の趣旨に反する行為)

- 2 地方議会は、議会改革に向けた不断の努力を求められており、今後も取組を進めていくため、今回のように議決に従わなくてもよいという行為を前例とすることはできない。今後の議会改革の議論に大きな支障を来す行為であり、舞鶴市議会基本条例の精神を記した前文及び目的に反する行為である。

(議会品位の低下)

- 3 議決結果に従わないという行為は、地方自治法や舞鶴市議会基本条例が要請する議員の活動の原則からも大きく逸脱し、著しく議会の品位を低下させる行為であると断じざるをえない。

(会派責務の放棄)

- 4 舞鶴市議会は、議会運営において会派制とし、会派の責務を舞鶴市議会会派規程でもって明確に規定しており、議決した事項の所属している議員への周知と遵守を義務付けているが、明らかに遵守する義務を放棄している。

(信用失墜行為)

5 地方議会の議決は、市民に対して大きな責任を有しているが、議会自らが決定した議決事項に議員自らが従わないという行為は、市民に対して議会の議決を守らなくともよいといった、誤ったメッセージを発することとなり、議会の信頼を大きく損なうこととなる。

よって、舞鶴市議会日本共産党議員団に対して猛省を促すとともに、その猛省を今定例会中に本会議において表明すること。また、今後の議会運営に係る態度を改めるよう求める。

以上、決議する。

令和3年6月2日

舞鶴市議会